

# 子ども・心身障害者・母子父子家庭・精神障害者(全疾病)医療受給者の皆様へ

## 1 用方法

愛知県内の医療機関で診察を受ける際、マイナ保険証※または資格確認書とともに受給者証を窓口でご提示ください。 **医療保険適用後の自己負担額が無料**となります。(自費診療分は有料(本人負担)です。)

※健康保険の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。なお、医療機関によっては、マイナ保険証のみの提示で足り、受給者証の提示を省略できる場合があります(各医療機関へ直接お尋ねください)。

**医療機関等で医療費助成を受けた後に福祉医療を遡って喪失された場合は、後日小牧市から医療費助成額の返還をお願いすることになります。**

## 2 県外の医療機関で診察を受けた場合

愛知県外の医療機関では、この受給者証を使用することができません。

そのため、県外の医療機関を受診する場合には、窓口でいったん自己負担額を支払うこととなりますが、この自己負担額については後日払い戻しを受けることができます。

※支払った日の翌日から5年以内のものが対象です。

全国健康保険協会に加入し、21,000円以上負担された方は、事前に全国健康保険協会へ高額療養費の申請をしてください

### 払い戻し手続きに必要なもの

- ① 領収書(患者名・受診日・医療保険点数の3点が記載されているもの)  
※レシートでは、上記3点が確認できないため、受付することができません。
- ② 健康保険の資格情報がわかるもの(資格確認書や資格情報のお知らせ等)  
※医療機関窓口へ提示している医療券・他の受給者証などがあれば併せてお持ちください。
- ③ 受給者証
- ④ 印鑑(自己負担額が21,000円以上の場合)
- ⑤ 預金通帳等振込先のわかるもの
- ⑥ 保険給付金支給証明書又は支給決定通知書※保険者より高額療養費が支払われた場合必要。
- ⑦ (ご本人でない場合) 来庁される方の身分証(運転免許証又はマイナンバーカード等)

※マイナ保険証又は資格確認書の未提示で医療費を全額自己負担された場合には、健康保険組合等保険者で医療費の支給手続きを行った後、市役所での手続きとなります。

※第三者行為(交通事故等)により診療を受けた場合には、届出が必要です。

## 3 届出が必要な場合

以下のような場合には、申請者の身分証を持参のうえ保険医療課へ届出をお願いします。

- ・ ご加入の健康保険に変更があった場合(オンライン申請可)  
▶ 届出に必要なもの: 新しい健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ・受給者証
- ・ 住所・氏名等に変更があった場合(オンライン申請可)  
▶ 届出に必要なもの: 受給者証
- ・ 小牧市外へ転出される場合  
▶ 届出に必要なもの: 受給者証

子ども医療は各支所  
(東部・味岡・北里)でも  
お手続きできます